

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構
研修規程

2022年8月2日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構（以下「機構」という。）が実施する URA スキル認定制度に基づき、URA のスキル認定に必要な研修に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(研修の種類)

第2条 研修は、Fundamental レベル、Core レベル及び Advanced レベルを実施する。

2 研修は、次のとおり各年度2回実施することを基本とする。ただし Advanced レベルについては、この限りではない。

(1) 前期 4月～9月の定められた期間

(2) 後期 10月～翌年3月の定められた期間

3 各レベルの受講要件は申請期間の締切日時点で、次の条件を満たす者とする。

(1) Fundamental レベル

大学等における URA 業務に興味関心のある者(URA 業務の経験がない者でも受講可)

(2) Core レベル

Fundamental レベルの研修を修了した者

(3) Advanced レベル

専門業務区分毎に定める受講要件を満たしている者

4 各レベルの修了要件は、次のとおりである。

(1) Fundamental レベル

開講する全科目を受講し、かつ各科目受講後に実施する確認テストにおいて 100 点満点中 80 点以上の成績であること

(2) Core レベル

開講する全科目を受講し、かつ各科目受講後に実施する確認テストにおいて所定数以上の科目で 100 点満点中 80 点以上の成績であること。ただし、不合格科目についても 100 点満点中 60 点以上の成績であること

(3) Advanced レベル

科目毎に設定されたポイントの合計が、専門業務区分毎に定められた数以上であること

5 前各項に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要なことは、別に定める。

(研修委員会)

第3条 機構は、研修に係る企画、運営及び改善を行うために、研修委員会を設置する。

- 2 研修委員会は、研修の内容を定める。
- 3 研修委員会は、研修の講師及び教材作成担当者の選任を行う。
- 4 研修委員会は、試験委員会委員の選任を行う。
- 5 その他研修委員会に関し、必要なことは別に定める。

(試験委員会)

第4条 機構は、研修の各科目受講後に実施する確認テストの検討のために、研修委員会の下に試験委員会を設置する。

- 2 試験委員会は、確認テストの問題内容を点検する。
- 3 その他試験委員会に関し、必要なことは別に定める。

(研修の読替え)

第5条 機構は、URAの資質向上に資する研修及び調査研究等を行っている団体並びにURAを雇用する全国の大学等の研究機関等（以下「関係団体等」という。）が独自で実施している研修（以下「外部研修」という。）を、機構が実施する研修と同等とみなし、該当する外部研修の修了履歴をもって、機構が実施する研修の修了と読替えることができるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、読替えに関する必要な事項は、別に定める。

(不正行為に対する措置)

第6条 機構は、次の各号に定める不正行為を行った者に対し、次項、第3項及び第4項に定める措置をとる。

- (1)受講者が、当人以外の者と共に、研修を受講し、又は確認テストを受験した場合
- (2)受講登録者が、当人以外の者に研修を受講させ、又は確認テストを受験させた場合
- (3)受講者又は受講者であった者が、当人が受講した研修の教材を当人以外の者に提供した場合。又は当人が受験した確認テストの質問及び回答を、当人以外の者に漏らした場合
- (4)受講者が、URAスキル認定制度研修・審査ポータル掲載の利用規約に定める禁止事項に違反した場合

- 2 機構は、前項各号に定める行為を行った者及び当該行為に関わった者であって、全部又は一部の科目を合格した者について、当該合格判定の全て及び修了判定を取り消す。
- 3 機構は、第1項各号に定める行為を行った者及び当該行為に関わった者であって、研修を受講中の者にあっては直ちに受講を停止する。
- 4 機構は、第1項各号に定める行為を行った者及び当該行為に関わった者に対し、当該行為が明らかになった期の次の期から6期（3年）の間、新たな研修の受講を受け付けないことと

する。

5 機構は、前3項に定める事態が生じた旨を公表する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、機構長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研修に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2022年8月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。

2 第5条の規定の適用については、2024年3月31日までとする。

附 則

この規程は、2023年1月13日から施行する。